

出生カレベルの変動に関する教育・文化的問題について

白土, 悟
九州大学教育学部

<https://doi.org/10.15017/2231620>

出版情報 : 九州人類学会報. 8, pp.1-9, 1981-03-31. Kyushu Anthropological Association
バージョン :
権利関係 :

出生力レベルの変動に関する 教育・文化的問題について

白 土 悟

I 問題設定

今日のアジア、アフリカ、ラテンアメリカの発展途上諸国の人口現象をみると、1) 人口総量の急速な増加及び年齢構造の若年化がある。その原因は戦後の衛生革命による乳幼児死亡率の減少及び従来のままの高出生率の継続にある。換言すれば、出生力レベル (fertility level) が高いという点にある。出生力とはある社会集団に出生がどの位の頻度で起こるかということである。2) また農村の経済的窮乏のため過剰となった人口が諸都市に急速に集中している。富の配分の中心地である都市は農村の青年層を引き付けるが、未発達な工業部門は彼らを多く吸収できない。それ故に低賃金、長時間労働あるいは偽装失業雇用部門 (靴磨き、バザールの売り手、売春婦等々) を拡大しつつある。

このような農村の衰退と子沢山とが結合した貧困状態を改善することが緊急の課題である。貧困は国民の栄養・教育水準を圧迫し、その改善を期する経済発展にとって有効適切な労働力の育成を阻み、よって社会の生産力は停滞するという悪循環を生む。上記の人口現象はこの問題を複雑化し、一層悪化させてその解決を困難にすることは明白である。

この問題に処する国家的対応として、1) 経済社会政策がある。食糧増産 (農業技術の改良、開墾、食糧分配の均等化)、教育の普及、公衆衛生の改善、社会保障の制度化、交通機関の整備などである。これら政策は人口の総量、年齢構造の変化、地理的分布と密接に関連しているところから人口対策と総称されている。2) この人口対策に対して、人口現象それ自体を何らかの方向に変化させようとする行動計画を人口政策と呼ぶ。人口政策は経済社会政策の一環として二次的に考えられてきた。都市流入人口の制限、墮胎陰殺の禁止、出産奨励の手当付与などの政策は国民の生活苦からくる自己保存の原理あるいは何処に住むか、何人の子供を持つかは個人の自由であるという古来の考えに抵抗されてきたのである。実際、過去において顕著な効果をあげえなかった。

ところが1970年代にはいり各国政府内で人口政策への関心が強まってきた。すなわち出生力レベルを短期間に低下させて、現在の人口の増加速度を緩和することが焦眉の課題となったのである。経済社会政策と人口政策とどちらを優先させるか、人口抑制は将来労働力不足を招きはしないか、人口成長のない社会は生物学的に異常ではないか、などの諸論議もあるが、大勢は少産少死型の人口モデルを政策目標として当面出生抑制を達成すべしという方向に動き出している。

さて、社会の出生力レベルを操作することは医学的・技術的問題にとどまらず、社会・文化的問題をも蔵している。なぜならば、人間の出生は単に生物学的次元の事ではなく、文化的事象である。

何人の子供を欲するか、子供に何を期待するか、子供の性別はどちらを望むか、子供は誰に属するか、などの諸点は出生力の動向に直接に反映する。そしてそれら諸点は、家族・親族組織の形態と機能、財産

制度その他権利と義務の体系、社会的習慣及び倫理、道徳、宗教的価値観など社会・文化的生活構造と密接に結び付いている。

換言すれば、社会の出生力レベルはその社会独特の制度・規範的パターンによって決定されているのである。それ故、出生力レベルの変動は、経済的条件の変化によるにせよ、人口政策によるにせよ、兎に角従来の出生力レベルを決定していた社会・文化的諸要因の変化を意味し、それを通して生活構造全体に何らかの作用を及ぼすと考えられる。また逆に、現在、政府や民間団体の出生抑制の施策が多額の費用を使いながら顕著な成果をあげていないのは、その社会・文化的生活構造、特に伝統的価値観に抵抗されていると考えられる。

すなわち途上国の伝統的農村社会において出生力レベルを低下させようとする現在、社会・文化的生活構造に関して、政策者はその改変の可能性を考え、個々人はその変容あるいは歪曲の可能性を考えなければならぬと思う。

そこで本小論では、1) 国家的対策である出生抑制政策はどのような性格をもつものであるか。2) またその政策に着手する以前の、その社会の出生力レベルを決定している要因は何か。この二点を取り上げて、出生力レベルの変動が社会・文化的生活構造にどのような作用を及ぼすのかを考察したい。ここにその作用の全体を詳細に論ずることはできないが、価値観の変化という観点からそのような作用を意識し、判断を与えることで、心得られるべき個人的対応の手がかりを探ろうと思う。

Ⅱ 人口転換の観念

発展途上諸国の政府が既に採用しあるいは将来採用するであろう人口抑制政策の目標とは、死亡率低下の継続的努力と並行して出生力を低下させることである。それによって現在の人口増加を静止させる結果、少産少死型人口が実現すると予測する。この政策の目標設定と展開方法に影響を与えているのは人口転換の観念である。

人口転換とは18-20世紀に渡って西欧諸国に現われた人口動態の変化である。産業革命前後から死亡率が着実に低下する。それは交通輸送の発達・食糧増産・都市の環境整備・予防医学の進歩などによる。他方出生率は依然高いままで人口は増加し続ける。しかし19世紀後半から近代経済が高度化するとともに、新マルサス主義(産児制限)運動が普及して出生率は徐々に低下し、第一次大戦後加速して低下する。東欧諸国では世代転換に必要な再生産を失うことを憂慮する程過度に低下した。かくして死亡率と出生率は低位均衡状態になった。以後人口老齢化が進行する。

すなわち人口転換とは前産業社会の多産多死の人口が、経済の持続的発展に伴って、多産少死を経て少産少死に移行することをいう。

この過程は、後述する出生減退理論によって補強されて、人口の進化する道筋として定式化され人口発展段階説あるいは人口転換理論と呼ばれている。

この理論に対する疑問が最近提起されている。1) 前産業社会は多産多死の状態であったのだろうか。「疫病や飢餓に絶えず曝されていたので死亡率は高かった故に、高い出生率によって補われて集団は存続

しえたのだ」という意見とは逆に、病理学的人類学的証拠は旧石器時代でさえ死亡率は必ずしも高くなかったことを示す。また、現存未開民族では数百種の薬草に関する知識を蓄積し、他方で嬰兒殺しや墮胎という方法を用いて出産間隔を広げ、乳幼児の死亡をかなり防止する。2) 人口転換を一度終えた社会は永久に低出生、低死亡で安定するのであろうか。出生率の推移は過去においても予測し難いものであったし、現在も常に変化する可能性があると考えるべきであろう。例えば社会的心理的要因が影響を与える例として、戦争後に起るベビーブーム、日本での丙午の年の出生減、また1970年米国で経口避妊薬の副作用が問題になった時の出生増などがある。人口学者 Wrigley は言う、「多くの夫や妻は彼らの子供の数が多数でないとしても、少なくとも、多くの場合に0～2人よりも3～5人の間にあることが彼らの幸福にとって重要だと気づくかもしれない。この方向への選考がわずかに増大しても、人口増加率は著しく増大するだろう。」と。〔(1971) P 250〕

以上の如き疑問は人口転換理論の不要を主張するものではない。その転換の図式を以てする途上国の人口急増の説明とその技術的解決策の実践に対してもう一つの観点を提供する。

すなわち転換の図式は経済発展に伴う都市化が出生力低下をもたらすという「確信」を生み、人口の数的把握から今日の途上国の人口問題が人類繁殖力と生存資料とのマルサスの不均衡にあると判断し出生抑制を「技術的課題」であるとする意見を導く。これはその政策を受容する側の社会・文化的基盤の変化過程を軽視して人口問題を単純視してしまう。

途上国での人口転換は西欧とは異なるものを蔵するであろう。独特の社会・文化的条件があるので経済発展が人口増加を招く可能性もあること、植民地統治下での文化変化および人口増加奨励の影響など複雑な歴史的情况のあること、また国家内には多数の民族集団があり、人口は勢力と考えられているとき、人口の成長する集団と衰退する集団が生ずること、などの諸点を考慮すべきである。

われわれは人口政策が個人的生活の社会・文化的条件を変化させ、或は損うかもしれないということの問題として取り上げ慎重に論議すべきである。

Ⅲ 人口抑制政策の性格

出生抑制をめざした政策は三種ある。その性格を考えてゆくことにする。

A) 墮胎禁止法の緩和

墮胎は嬰兒殺し・棄児と同様に未婚者及び貧窮な家庭生活の間で自己保存の原理に従う已む無き行為であった。それが倫理的か否かの判断は人権と生命に関する医学と宗教の観念による。それを不敬虔な事とする伝統的倫理観に反して敢えて墮胎罪が緩和され始めた。優生保護法によって、闇墮胎防止による母体保護、遺伝性疾患・暴行による妊娠の防止などの事由の他に、家庭の経済的困窮の場合にも合法的中絶として承認した。これによって墮胎は事実上自由化したのである。

この自由化はスウェーデン(1938年)を皮切りに、デンマーク・日本(49年)、ソ連・ポーランド・チェコスロバキア・ハンガリーなど社会主義諸国(50年代)、その後、墮胎に対して厳罰主義を13世紀以来維持していたイギリス(67年)、シンガポール(69年)、ハワイ州(70年)、フ

インランド（70年）、インド（72年）、米国諸州（73年）、西ドイツ（74年）、フランス・オーストラリア（75年）、また中華人民共和国においても行われるようになった。

この自由化は昭和24～32年の日本の例が示す如く出生力低下に大きな効果を発揮する。しかし東南アジア諸国は宗教的イデオロギーから中絶法を認めていない。また高等宗教との間に価値観の対立・葛藤を生じている。(注1)

この自由化は「胎児を原則的に保護すべき法益」とする考え方から、出産の意志決定は婦人の基本的権利であるとする見解へ転換したことを意味する。〔中（1973）参照〕また既婚女性のみでなく未婚者や未成年者にも法的中絶と避妊サービスを受け得ることを要求する大衆運動があるが、性風俗の頹廃を招くとして論議を起こしている。

B) 家族計画運動

家族計画とは夫婦の自由意志と責任に於て産児数と出産間隔を決め、自分たちの生活水準を守ること、そのために「望まれぬ出産」を防ぐことである。その運動はより確実かつ安全な受胎調節技術の研究と普及サービス、そして望むだけの子供数をもつ女性の権利についての宣伝である。しかし、国家的目標は出生力を置換水準「一夫婦当り二人の子供」に近づけることにある。この相反する主旨を並立させているこの運動の背後にどのような前提があるのか。

- (1) 人口増加は「望まれぬ出産」によって生じているので、女性が制限手段を持てばそれは解決するという人口問題の捉え方がある。〔Davis (1973) PP. 25f〕
- (2) 出産間隔を大きくあければ、乳幼児死亡率は減少させることができる。そのための手段を人々は欲していると考えられる。
- (3) 人口の制限の仕方として、受胎調節が飢饉、棄児、嬰兒殺し、墮胎よりも倫理上医学上健康的である。

この三つの前提が示すのは、国民は少ない子供数を既に欲している、故に家族計画への動機付けは十分な受容基盤を持っているという現状理解である。

しかし家族計画運動が遅々として進んでいないのは何故か。1) その技術的确实性に問題がある。毎日薬を服用するにはかなりの動機づけが要るし、それを相談する専門職員・施設の数が今だ少ないことが考えられる。2) 指導員が信頼を獲得していないために、立ち入った指導ができないことである。3) 有効なマスメディアを利用できない地域が多いことである。例えばインドでは総人口の70%を占める文盲に対して活字による宣伝は効果がない。地域言語や伝統的方法が調べられる必要がある。4) 人々の生活構造に根づく多産傾向があることが考えられる。即ち上述の現状理解に当てはまらない地域があるということである。

第4の場合、家族計画運動は受容基盤を持たぬ机上論となるか、或は強制的となる。そしてその運動の理念である「夫婦の自由意志と責任を尊重する」という方向は挫折する。

自由意志とは、国家の強制というような外的な力の影響を受けずに、個人の性格と動機による自発的行為を意味する。責任とは、国家・家族に対する社会的義務の意味であるが、マルサスの予防的制限

である子供に対する扶養義務とも解される。そして自由意志と責任とは現代社会では不可分の概念である。ゆえにこれらを真に尊重しようとする方向を考えるならば、現状を改めて理解しなければならない。

人類学者Moni Nag は、「個人は国家よりも小さな社会集団（価値を付与された生活様式が個人に提供される場）の成員である。ゆえに個人の権利の尊重とは、全体社会が下位社会集団の文化様式と価値観（個人や家族が生活する環境）を尊び理解してのち初めて可能である。」と、世界人口行動計画に対し提言している。〔（1973）P.59〕

家族計画は、社会問題を個人の動機付けの問題として解釈し、それを技術的事柄として解決しようとする。それは、子供を産み育てるよう動機付ける価値観、規範が社会秩序の中に確立しておるが故に、それを乱すことなく出生力を低下させようとする公式である。〔Davis Ibid.P.27〕この公式に固執して現状理解を怠ってはならないであろう。むしろ家族計画普及の受容基盤をつくる「準備」として現地社会の研究を進めるべきである。

C) beyond family planning

以上の理由から家族計画は人口コントロールの効果を上げ得ていないと評価されると、beyond family planning、家族計画を越えた政策と呼ばれる段階にはいった国もある。

産児制限を動機付けて小規模な家族（子供の少ない家族の意味で、核家族とは異なる）を実現させるべく強制的法律を成立させた。インドの条件付き強制不妊手術令、中華人民共和国の「一个孫子」政策などである。

ここではそこまで極端ではない政策を実施しているシンガポールの例を見よう。公営住宅への入居優先権を子供3人以下の家族に与える、出産後に不妊手術を申し出るとその出産費を免除する、第3子以後の出産から入院費が高くなり、また産後の有給休暇を認めない、などである。言わば「餌でつる」という方法である。これら政策は人口事情が要求するとはいえ人権上の問題を提起する。

以上三つの人口政策は、小規模な家族の成立条件を、強制的実現を要求する面もあるが、社会の中に作り上げる意図をもつ。しかし政府の意図と数億の文盲大衆あるいは多産傾向のある伝統的生活習慣を営む国民との較差は大きいようである。

この較差をどう埋めるかという政策的方針は、人口教育を含めた広い意味での啓蒙主義を執るであろう。^(注2)子供を少数に制限することが子供の将来のためでもあるということを理解させることがポイントになる。

今日、日本が東南アジアで実施しているのは、食糧増産の技術指導や寄生虫駆除など所得・栄養水準を向上させる諸活動とセットにして、家族計画の有利さを農民との信頼関係の中で納得させてゆく方式である。迂遠に見えてもこのような姿勢は人口政策を真に定着させると思われる。

さて、政策の方針はこのような啓蒙主義であろうが、国民の側ではその生活文化の変化にどのように処してゆけばよいのであろうか。次に人口政策が適用される側の国民生活の現状を、出生力レベルを決定する諸要因を通して見てゆくことにする。

Ⅳ 出生力レベルの決定要因

西欧の経験した人口転換、特に出生減退に伴う社会・文化的要因の変化の研究は、人口転換を期す途上国にとって応用実践的価値をもつ。まずその研究を略述する。

出生力が低下して多産から少産に移る転換期の分析は社会学からアプローチされて、幾つかの出生減退理論が提唱されている。それらは近代西欧の時代背景の考察でもある。A. Dumont (仏, 1890)の社会的毛細管現象説(近代の自由競争社会では子供は出世の障害となる)、L. Brentano (独, 1907)の福祉説(所得の上昇は子供に長期の学校教育を与えることを可能にする結果、そのコストは子供の有用価値を上回るので子供数は制限される)などがある。他に人口密度と出生力の関係、栄養状態と出生力の関係も論じられているが上記二説は都市化の中での心理的次元を扱っている点で後の研究に広く影響を及ぼした。

近年では、D. M. Heer (米, 1968)は、経済学者 J. Spengler が子供を持つとする決意を三つの変数の関係で捉えた方法を利用して現在の先進国の出生率の長期的低下傾向を分析している。変数とは、選好体系(子供の有用価値)、価値体系(養育コスト)、所得(貨幣所得だけでなく、夫婦の所有する時間とエネルギーをも含む)である。その内容分析はここでは省略するが、所得の増大を上回る選好体系の中での子供の価値の低下と、価値体系の中での子供のコストの増大とが、結局出生率低下をもたらしたという。この三つの変数は途上国の分析にも有効な枠組として利用されている。

アジアにおいて近年日本以外でも台湾、韓国、香港、シンガポール、マレーシア、スリランカに出生率低下が認められ、Barclay (1954)や金哲(1965)などの研究がある。それによると、家父長的家族制度に根ざしていた子供の価値付けがその崩壊とともに変化する経過が出生減退を結果するという。

以上の諸研究の提起する出生力レベルを決定する変数についての枠組を筆者は三つにまとめてみた。(1)結婚適齢期の高低に関連する要因、(2)出産を促す社会・文化的規範、(3)子供の家庭内での価値と位置付け、である。

すなわち(1)に関しては、階級別、地域別にその特色は様々であろうが、経済的条件の確立の遅速で言えば、都市部では学校教育の期間が長くなるため、その確立は遅れ晩婚となる。農村部ではその逆に早婚が求められる。親族・クラン・リネージ組織が核家族を支配して早婚を促すという制度的機構をもつ社会もある。(2)に関して、農村の父系制社会ではその相続者・労働力・老後の寄辺として男子誕生を望む傾向が強い。しかし養子縁組の制度の発達度によって地域差があるであろう。また出産を歓迎する子宝思想や子孫の多い者を多福者視する傾向がある。しかしこれら宗教的倫理観や教義は、後ろめたさを感じながらも自己の生活防衛の前には二義的なものとされ、産児制限は行われてきた。

(3)は即ち子供の出産と養育とを親その他親族集団がいかに評価し、将来に何を期待しているかということである。それらは親の個人的性格構造のみならず、社会経済全体を背景とする文化的生活構造に根づくものである。ここでは親が最も明瞭に認めていると思われる子供の経済的価値について考えることにする。人類学者 B. White のジャワ研究の事例を参照して、子供が如何にして社会生活の中に組み入れられてゆくかをみよう。〔(1975) P.142〕

子供は5～8才で水汲み、米搗、幼い弟妹の世話、飼料の刈り集め、鶏や家鴨の番、また雇われて山羊、水牛、乳牛の世話をし賃金を稼ぐ。10～14才の間に男子は割礼を受けて成人と認められるようになる。14才の少年は一日の建築現場での労賃が大人と同じであった。13才位の少女達は母親と同じ速さで敷物を織ることができる。農業に関しては、男女とも13才頃から田畑の重労働に従事する。

またもうひとつ注目すべきは、兄弟がたくさん居る方が有利であるということである。年長の兄姉に促されて、また彼らを手本として弟妹は普通の年齢より早く仕事を始める。ゆえに兄姉は雑用から早く解放されて、もっと生産性の高い仕事に従事できるのである。このように、ジャワの労働力過剰経済による家庭収入の貧しさが、家族全員が労働の機会を見つけて働かねばならない厳しい状況を作り出している。田舎には長期に渡る怠慢な失業状態はない。都市部では農村に比べて、子供の生産性は著しく低いと考えられているがそれを証すデータはない。都市の街路では、子供が古雑誌・菓子等の行商、靴磨き、乞食（観光客に金をねだる）をする姿が多く見られ、時には掻っ払いも危うげなくやってのけるという。

以上の如く子供の経済的価値は高く、人口増加によって家庭経済が圧迫されれば、さらに子供は多く望まれるのである。家庭経済の観点からみると、子供は損失どころか、逆に有用な働き手である。しかし、子供の生産性は、家庭以外の経済的、人口学的条件に左右される。即ち、子供の労働参加を許す伝統的な農業体制が存在することが、ジャワでの最も有力な高出生力の原因であろう。

以上三つの枠組は社会経済全体を背景とする生活構造に密着したものである。それ故にそれら変数の内容の分析はかなり複雑である。また暫定的でもあると言えよう。しかしここで明らかになったことは、上述のような途上国の現状に根ざす人口問題に対して、個々の家族、コミュニティーあるいは一国家のみの自主的解決はかなり困難であり限界があるということである。ここに人口問題が南北問題にまで遡って論議される理由がある。よってここでは人口問題の現状に間接的に関連する文化的本質的問題を述べて結語とする。

V 結 語

出生力レベルの変動が社会・文化的生活構造にどのような作用を及ぼすか。それを価値観の変化という点から考えてゆく。

前節にみる如く、子供を産む産まないという個人的動機は、社会・文化的生活構造の内包する子供の養育という質的な営みに結び付いている。すなわち出産と養育とは連続する動機に裏付けられており、切り離して論じるべきではないと思う。その連続する動機は、夫婦において意識される場合もあるし、意識されない場合もある。子供数についての社会通念・子供の性別や家庭内での役割について親の抱く期待などは全てこの連続する動機に内包されている。それは生活レベルにおける土着文化的でユニークな価値観である。

一般に大人の子供に対する見方、評価や位置付け、大人をして子供を取り扱い、教育する態度や行為の背後にある価値観を児童観と呼ぶ。児童観は教育の基盤であり、極めて実践的な意味を持つ。それは既存の世界観、人間観、倫理・道徳と結び付き、家族・親族関係、経済的活動、宗教的教義、社会階層或は文

学その他芸術、諺や民間伝承などに関連している。例えば、家庭内で子供に期待される役割は、その社会の男女分業の傾向や威信構造（年令原理・世代原理による長幼の序）、年中行事や宗教的儀礼での役割、「可愛い子には旅をさせよ」などの諺等々を反映して規定されている。ゆえに既存の児童観がどのような内容であるかは実証的分析を通して知られる。

さて、以上のことから、出生力レベルの変動は社会・文化的生活構造のなかの価値観、特に出産と養育とに連続する児童観の変化を伴う可能性がある。途上国の農民社会の人口急増に対して行われようとしている家族計画その他の人口政策や人口教育は、家族・性・宗教的倫理規範に対する既存の価値観の再検討を要求している。その時、各社会独特の児童観や子育ての仕方はいかに変化するであろうかということが個々の家庭で問題となる。

換言すれば、小規模家族を目ざした「政策的動機付け」が、土着の児童観の内包する「子供を産み育てる動機付け」に一致せず、葛藤を生ずる場合が当然起こる。

その時、第一に家族計画は受容されないので空理空論となる。家族計画は「ひとつの思想であり、意識の問題である。どんなに家族計画の予算が豊富で、指導施設が揃っていても、民衆のほうにその気がなければ普及しない。」と言えるであろう。〔青木（1973）P.792〕

第二に beyond family planning のように強制的になるか、特典という餌でつるか、どちらかの政策が執られる。

第一の場合には人口増加は漸次、社会全体を破局に押しやるであろう。第二の場合には有意的に営まれている生活慣習の変更を要求するが故に、既存の児童観も変化するであろう。その変化の時期には何らかの混乱を生じ、健全なる教育は不可能になるであろう。

このどちらの結果を招いてもいけない。すなわち、子供は二人までという政策的意図に添う児童観を確立しなければならない。それは、観念的論議に終らぬために、社会・文化的生活構造の実証的分析を通して、現実に根ざした論議のなかで伝統的児童観を洗練することから始めなければならない。人口問題の解決は、小規模な家族観の定着のみならず、新しい児童観の確立を伴わねばならないのである。

注

1. S.Chandrasekhar. Abortion in a crowded world. University of Washington Press., 1970. PP. 25-49 を参照されたし。
2. 人口教育は未来に渡る長期の出生コントロールを目ざして、人口動態の知識と小規模家族に対する積極的態度を発展させる為のものである。それは人口、家族、性に対する基本的価値についての知識と態度の模索である。

参 照 文 献

- o Barclay, G.W., Colonial Development and Population in Taiwan, Princeton, 1954

- Davis, K., "Zero Population Growth : The Goal and The Means" in Olsen, M. ed., The No-Growth Society. Norton, 1973.
- Nag, Moni, "Anthropology and Population : Problems and Perspectives" Population Studies № 27, 1973.
- Polgar, Steven, "Population History and Population Policies from an Anthropological Perspective", Current Anthropology Vol.13 № 2, 1972.
- White, Benjamin, "The Economic Importance of Children in a Javanese Villge" in Nag, Moni, ed., Population and Social Organization. Mouton, 1975.
- 青木尚雄 「出生抑制の技術」『医学のあゆみ Vol.85, №13』1973
- 濱 英彦 「人口問題の時代」NHKブックス, 1977
- Heer, D.M. (黒田俊夫訳) 「人口の社会学」至誠堂, 1976
- 金 哲 「韓国の人口と経済」岩波書店, 1965
- 南亮三郎 「人口思想史」千倉書房, 1963
- 中 義勝 「墮胎罰と合法的中絶」(時の法令、第818号) 1973
- Wrigley, E.A. (速水融訳) 「人口と歴史」平凡社, 1971